

KIHO

広報きほう

Public Relations Kiho 2011 vol.70

11月号

がんばれ～!!

負けられねえ





井田小学校

01. 100メートル走。(3年生) 02. 組体操「ひと」。みんなで力を合わせて、波を表現しました。(4・5・6年生) 03. スターター。04. ゴーゴー輪車。(3年生) 05. 80メートル走。(1年生) 06. よっちょれソーラン。見事なよさこいでした♪(1・2・3年生)

Town topics
9/25



鵜殿小学校

01. ワンピース。元気いっぱいダンスを披露してくれました。(2年生) 02. リズムをあわせて。(5年生) 03. リズミックダンス～The マスゲーム～。(4年生) 04. 関東総舞祭。(5・6年生) 05. ケンケンパ。2本の棒を使って上手にボールを運びました。(3年生) 06. 鵜殿ばやし。(4年生)



Town topics
10/2



矢渕中学校

01. 全校リレー。全校生徒が6チームに分かれて、全力で走りました。02. みんな、応援にも力が入りました。03. 綱引き。04. クラブ対抗リレー。女子はソフトテニス部が優勝しました。

Town topics
10/6

Sports Festival

運動会

相野谷中学校

01. 11人12脚。みんなで呼吸を合わせて走りきりました。02. 相野川の白ウサギ。かわいい白ウサギはピョンピョンと走っていました。03. 大縄跳び。04. 100メートル走。

Town topics
10/16





鵜殿保育所

01. 朝の体操のあと、みんなかけ声！「がんばるぞー！」02. おまつり忍者。軽快なステップで踊ってくれました。（4・5才児）03. 落とさないでね。（4・5才児）04. パタパタママ（1・2才児）

Town topics
10/9



井田保育所

01・04. わらうんだWAっ！頭には、ライオンやカバ、ゾウといった動物のお面をしてみんな笑顔で、上手にダンスを披露してくれました。02・03. かけっこ。

Town topics

9/25



うどの幼稚園

01・04. ミラクル応援団 VS スーパーチアガール。災害にあった日本に向けて、元気いっぱいにエールを送ってくれました。「フレ！フレ！にっぽん！」（4・5才児）02. 鼓隊。幼稚園児とは思えない見事な演奏を披露してくれました。（5才児）03. 実りの秋をお届けします。（4・5才児）05. 親子リレー。（4・5才児）



飯盛保育所

01. 忍法七変化☆青組さんが網をくぐったり平均台をすいすいと歩き、まるで忍者のようでした。（青組）02. リレー。（青・黄組）03. にっぽん“チャチャチャ”。（黄組）04. Let's ☆ fishing!（赤組）

Town topics

10/9





2 住宅に関する支援 ①

① 被災者生活再建支援金の支給【対象：全壊・大規模半壊・※半壊】

今回の災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために支援金が支給されます。

◆対象・支給金額

(A) 基礎支援金（住宅の被害の程度に応じて支給する支援金）と (B) 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額（表①参照）

◆申請期限（基礎支援金と加算支援金は分けて申請することができます）

(A) 基礎支援金：平成 24 年 10 月 1 日まで

(B) 加算支援金：平成 26 年 10 月 1 日まで

◆留意事項

- ・実際に居住している世帯が対象になります。住民票があっても、実際に居住していなければ対象となりません。
- ・賃貸住宅に居住の場合も対象になります。住宅の所有者でも、実際に居住していない場合は対象となりません。

◆必要書類等

1. 印鑑（認印で可）
2. 「罹災証明書」（全壊または大規模半壊の記載があるもの）
3. 「住民票」または「外国人登録原票記載事項証明書」（それぞれ被災時の世帯全員が記載されているもの）。
【注意】紀宝町に住民票を有しない場合や居住していた住宅と住民票が一致しない場合は、居住の事実が確認できれば支援が受けられません。
4. 支援金振込先の預金口座通帳、またはコピー（銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があり、世帯主名義（フリガナ）のもの）
5. 基礎支援金と加算支援金を同時に申請する場合は、今後の住宅の再建方法を確認できる契約書等の写し

※住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した場合の申請は、上記以外の書類が必要になりますので事前にご相談ください。

表① 対象・支給金額

(A) 基礎支援金 ※①		(B) 加算支援金 ※①	
罹災の状況	支援額	再建方法	支援額
全壊	100 万円	建設・購入	200 万円
大規模半壊	50 万円	補修	100 万円
半壊・敷地被害（解体）※②	100 万円	賃借 ※③	50 万円

※①単身で居住していた場合は、それぞれ 3 / 4 の額の支給となります。

※②半壊・敷地被害は、住宅をやむを得ず解体した場合に限ります。これらに該当する場合は事前にご相談ください。

※③いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合、加算支援金は合計で 200（または 100）万円となります。

▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。

被災された皆様へ

台風 12 号によって、家屋の損害や浸水などの被害を受けられた場合、さまざまな支援制度を利用することができます。町では、被災された皆様が、一日も早くもとの生活に戻ることができるよう、皆様と一緒に取り組んでいきます。

被災した住家（生活の本拠地として日常的に使用している住宅）で居住していた方は、罹災証明書の「被害の状況」に記載されている被害程度により、以下の支援を受けることができます。

【※ご注意】

紀宝町に住民票を有しない場合や、居住していた住宅と住民票が一致しない場合については、公共料金の料金明細、民生委員や自治会長による居住証明等により居住の事実が確認できれば、支援が受けられる場合がありますので、各支援制度の担当課にご相談ください。

— 罹災証明書とは —

住宅等に被害があったことを証明するものです。以下の各種支援措置や保険金の請求などに必要な場合があります。

※罹災証明書の被害の状況欄の記載が「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「半壊にいたらない（床上浸水）」・「半壊にいたらない（一部損壊）」以外で別途証明書が必要な方はご相談ください。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

台風 12 号により被害を受けた世帯で、居住している家屋（生活の本拠地として日常的に使用している住宅）が床上浸水以上の世帯を対象に実施してきました家屋被害認定調査は、平成 23 年 10 月 14 日現在、947 世帯の方の調査が終了しています。また、家屋被害認定調査を受けていない方は、各種の支援制度を利用する際に必要となりますので、役場総務課までご連絡ください。
▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。

1 災害見舞金

① 災害見舞金の支給

町では「災害見舞金」として、床上浸水以上の住宅被害、死亡や重傷の場合など対象となる世帯に支給しています。

台風 12 号災害により、被災された住宅が大変多く発生したことから、紀宝町独自の見舞金については、見舞金制度のさらなる拡充を図るため、

現在、紀宝町から県に対し、支援の要請をしています。この制度が実現された時点で、皆様にお知らせする予定となっておりますので、もうしばらくお待ちください。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。



2 住宅に関する支援 ③④

③ 障害物の除去 【対象：罹災証明書が発行されている場合】

被災した住家や住家にかかる土砂等で、日常生活に支障が出ている障害物を応急的な工事で除去することで、被害を受けた住家での生活が可能となる場合などに、町が業者に依頼して工事を行います。**すでに除去を業者に依頼や実施された方などは、産業建設課にご相談ください。**

◆必要書類等

1. 印鑑（認印で可）
2. 「罹災証明書」
3. 「住民票」等、被災時に世帯が居住する住宅の所在が分かるもの。6 ページ目の【※ご注意】をご参照ください。

◆対象・要件等

対 象	要 件
罹災証明書が発行されている方	・ 応急的な工事で除去できる障害物であること。（清掃程度のものは対象外） ・ 住家内の居室、台所、玄関、トイレ等の日常生活に最低限必要な場所を確保するための除去。（物置や倉庫等は対象外） ・ 敷地内については、住家にかかる土砂等や、住家への出入り口等で日常生活に支障を来すものの除去。 ・ 他に建物を所有し、日常生活が営める場合などは対象になりません。

※上記の要件に該当する方で、罹災証明書をまだ発行されていない方は、役場福祉課（☎ 3 3 - 0 3 3 9）にご相談ください。

▶ 詳しくは、役場産業建設課（☎ 3 3 - 0 3 3 6）までお問い合わせください。

④ 相野谷川流域（鮎田・高岡・大里）地区へ住居を建築される方へ

相野谷川流域の鮎田、高岡、大里地区では、建築基準法第 3 9 条の規定に基づき町条例により標高 9. 4 0 メートル未満の区域を災害危険区域に指定しています。

住居を建築（新築、増築、改築または移転）さ

れる場合は、建築物に制限がありますのでご注意ください。

▶ 詳しくは、役場産業建設課（☎ 3 3 - 0 3 3 6）までお問い合わせください。

2 住宅に関する支援 ②

② 住宅の応急修理 【対象：全壊・大規模半壊・半壊】

今回の災害により全壊、大規模半壊または半壊の認定を受け、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急的な修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能となる場合などに、町が業者に依頼して応急修理を行います。**すでに修理を業者に依頼や実施された方などは、産業建設課にご相談ください。**



◆必要書類等

1. 印鑑（認印で可）
2. 「罹災証明書」（全壊、大規模半壊または半壊の記載があるもの）
3. 「住民票」等、被災時に世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できるもの。2 世帯同居の場合は、2 世帯分が必要です。6 ページ目の【※ご注意】をご参照ください。
4. 罹災証明書が「半壊」の場合は、世帯全員の前年の総所得額が確認できる所得証明書等
※未申告者がいる場合は、申告を行ってから取得してください。
※平成 2 3 年 1 月 1 日現在、紀宝町に居住していない方は、転入前の住所地で取得してください。
5. 罹災証明書が半壊の場合で要援護者がいる世帯は、要援護者について確認できる手帳等

◆対象・要件等

対 象	収入要件		修理限度額
	世帯区分	前年の世帯全体の収入	
全壊・大規模半壊	収入要件なし		5 2 万円までの修理 ※対象とならない箇所については自己負担となります。
半壊	世帯主が 60 歳以上 または要援護世帯（※）	800 万円以下	
	世帯主が 45 歳以上	700 万円以下	
	上記以外	500 万円以下	

※要援護世帯とは、身体障がい者（1 級または 2 級）等が属する世帯

▶ 詳しくは、役場産業建設課（☎ 3 3 - 0 3 3 6）までお問い合わせください。



3 保険料に関すること

① 後期高齢者医療保険料の減免について

台風 12 号により、住宅や家財などが床上浸水、土砂崩れなどの被害を受けた方は、申請により保険料の減免が受けられる場合があります。
(前年の世帯の合計所得が 1 0 0 0 万円を超える場合は、減免の対象になりません)

◆減免の対象となる保険料

○普通徴収の場合

第 3 期(平成 23 年 9 月 30 日納期限)～第 9 期(平成 24 年 4 月 2 日納期限)の保険料。ただし、災害発生日時点で納付済みの保険料を除く。

○特別徴収の場合

10 月、12 月、2 月に年金天引きする保険料。

◆申請の期限

平成 23 年 11 月 15 日(火)まで

◆申請に必要なもの

表②参照

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)もしくは、三重県後期高齢者医療広域連合(☎059-221-6883)までお問い合わせください。

② 後期高齢者医療一部負担金の減免について

前年の世帯の合計所得が 2 5 0 万円以下で、台風 12 号により住宅や家財などが床上浸水、土砂崩れなどの被害を受けた方は、申請により医療費の一部負担金の減免を受けられる場合があります。

◆減免の対象となる期間

広域連合長が決定した月から減免を決定した月も含めて 3 か月後の末日まで。(例) 11 月 1 日に申請し、広域連合長が 11 月 3 日に減免を決定した場合、1 月 31 日まで。

◆申請の期限

平成 23 年 12 月 2 日(金)まで

◆申請に必要なもの

表②参照

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)もしくは、三重県後期高齢者医療広域連合(☎059-221-6883)までお問い合わせください。

◆後期高齢者医療の減免申請に必要なもの(表②)

申請に必要なもの		①保険料減免	②一部負担金減免
本人の被保険者証、または申請者の身分証明書		○	○
金融機関の通帳(保険料を払い戻すために必要)		○	—
印鑑	被保険者本人の印鑑	○	○
	申請者の印鑑	○	○
	世帯主の印鑑	○	—
	生計維持者の印鑑	○	—
	被保険者の配偶者の印鑑	○	—
損害保険の保険金等を受領できる場合	損害保険の契約書の写し、又は損害保険の支払額決定通知書等の写し	—	○

2 住宅に関する支援 ⑤

⑤ 災害援護資金の貸付

災害により住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

◆申込期限

平成 23 年 12 月 28 日(水)

◆対象・貸付金額

損害の状況	貸付限度	利率・償還
全体の滅失または流出	350 万円	利率：年 3% ただし、当初 3 年以内は無利子 償還期間：10 年以内
全壊(上記を除く)	250 万円	
半壊	170 万円	
家財 1/3 以上の損害	150 万円	

◆収入要件

世帯人数	前年総所得金額
1 人	220 万円以下
2 人	430 万円以下
3 人	620 万円以下
4 人	730 万円以下
5 人以上	※①

※① 世帯人数が 5 人以上の場合は、1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。住居滅失の場合は世帯の人数にかかわらず、収入要件は 1,270 万円以下。

※ 世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合は、貸付金額が異なります。

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。





4 税等に関すること ③

③ 所得税・町民税の雑損控除について

災害にあったときに、住宅や家財などに損害を受けた方は、損失額について雑損控除として一定の金額を所得から控除することで、所得税・町民税の軽減を受けることができます。

控除を受けるのは平成 23 年分（平成 24 年度）申告で控除の適用となります。受け取った保険金などは、損失額から差し引かれます。所得税・町民税が非課税の方については申告の必要はありません。

りません。

尾鷲税務署、紀宝町役場では、所得税・町民税の雑損控除についての説明会を予定しています。日程、場所等については、広報きほう 12 月号に掲載します。

▶詳しくは、尾鷲税務署（☎0597-22-2222）、または役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

5 災害ごみ・消毒・水道等に関すること ①

① 災害ごみ・家屋解体ごみについて

台風 12 号の影響により発生した災害ごみの今後の受け入れ方法は、11 月から当分の間、下記のとおりとなります。

◆受入場所・受入方法等

表④参照

◆申込期限

家屋を解体する場合は、11 月末までに申込書を提出してください。※解体は、原則年度内（平成 24 年 3 月末）に終了していれば受け入れを行います。

◆分別の種類

[災害ごみ]

可燃ごみ、家電製品類、家具類、流木類、畳、その他（不燃ごみ）、タイヤ、金属類、水没米など

[家屋解体]

コンクリートガラ、タイル付きコンクリートガラ、コンクリートブロック、瓦・レンガ、金属くず、家屋解体木くず、その他木くず、畳、その他不燃ごみなど

◆留意事項

搬入の際には、上記の分別の種類に従って分別の徹底をお願いします。分別がされていないごみについては、搬入物を確認のうえ搬入をお断りする場合があります。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

◆対象（表④）

受付時間	種類	場所	備考
午前 9 時～午後 4 時 （日曜祝日は休み）	災害ごみ （家屋解体ごみ以外）	紀宝町リサイクルセンター （井内）	事前に環境衛生課にご連絡ください。
	家屋解体ごみ	深田グラウンド （大里）	事前に環境衛生課へ申込書を提出ください。

※天候不良などにより、受け入れを中止する場合がありますのでご了承ください。

4 税等に関すること ①②

① 証明手数料の免除（減免）について

災害関係の手続きのために証明書をとられる場合の証明手数料は、免除（減免）されます。

◆期間

平成 23 年 9 月 2 日～当分の間

この期間内に条件に当てはまる証明を取られており、既に手数料を支払っている場合は返金しますので、税務住民課までお申し出ください。

◆対象証明

住民票・住民票記載事項証明・外国人登録原

票記載事項証明・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本・戸籍附票・身分証明・戸籍届受理証明・固定資産評価証明書・所得証明書などのうち、平成 23 年台風 12 号による災害に関わる手続きを目的として証明をとられる場合。（例：保険金請求・見舞金申請等）

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

② 固定資産税について

所有する資産（土地、家屋、償却資産）が被害を受けた場合、その程度により減免となる場合があります。減免には、減免申請書の提出が必要となります。

固定資産税（家屋）が課税されている方で、罹災証明書による判定の通知を受け、減免（家屋）

の対象となる方には減免申請書の用紙を後日送付します。

◆対象

表③参照

◆申請期限

平成 23 年 12 月 19 日（月）

◆対象（表③）

資産の種類	減免の可能性のある被害の例
土地	大量の岩石などの流入や、地盤の崩壊のあったもの ※面積の 20% 以上の被害を受けた土地
家屋	床上浸水、半壊、全壊、流失、埋没等の被害があったもの ※被害の査定については、実際の修理費等ではありません。 ※塀・門扉等で課税の対象外の構築物については、減免の対象とはなりません。
償却資産	買い替えなどが必要となったもの ※町へ償却資産の申告書を提出されている方が該当します。

減免の対象となるのは、災害があった後に納期の末日が到来するものです。（平成 23 年度 3、4 期分が減免対象です。）

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。



6 その他

① 避難所運営管理等について

台風 12 号により、平成 23 年 10 月 10 日現在、6 施設に 86 名の方が避難を余儀なくされています。避難所運営等につきましては、下記までお問い合わせください。

▶詳しくは、役場総務課防災対策係（☎33-0335）までお問い合わせください。

② 県における支援策について

三重県においても台風 12 号で被災された方の生活再建や営業再開に向け、手数料・県税の減免や生活福祉資金の貸付等各種支援を行っています。

▶詳しくは、三重県ホームページ（HP アドレス：<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/2011100103.htm>）でご確認いただくか、三重県防災危機管理部危機管理総務室（☎059-224-2181）までお問い合わせください。

③ 『こころの健康相談』について

台風 12 号の被害により、普段の生活環境が変化し、心理的なストレスによって、眠れない、気分が落ち着かない、イライラする、食欲がない、頭が痛い、お腹が痛いなど、こころやからだに不調はおきていませんか。その不調を、「私だけじゃないから」などとそのままにしておくくと長引く場合があります。

そこで町では、『こころの健康相談』を次の日程で開催します。どなたでも、どんなことでも結構です。この機会にぜひご相談ください。

◆日時

平成 23 年 11 月 29 日（火）

○午前 9 時～12 時 成川生活改善センター（下地）

○午後 1 時 30 分～4 時 30 分 大里多目的集会施設

◆内容

『こころの健康相談』 保健所の保健師がご相談にのります。相談料無料、秘密は厳守します。

◆申込先

紀宝町保健センターまで（要予約）

▶詳しくは、保健センター（☎32-3700）までお問い合わせください。

④ ごみカレンダーの再配布について

台風 12 号の影響により、家屋が浸水し、ごみカレンダーを紛失された世帯に対し、カレンダーの再配布を行っています。ご希望の方は役場環境衛生課（☎33-0338）までご連絡ください。



5 災害ごみ・消毒・水道等に関すること ②③④

② 浸水被害家屋の消毒について

町では、台風 12 号により浸水被害を受けた家屋の消毒を行っています。消毒を希望される方は役場環境衛生課へ住所・氏名・連絡先電話番号・消毒希望日をご連絡ください。（注：消毒作業の際は、必ず立ち会っていただきますようお願いします。）

また、ご自身で消毒を行われる方に対しては、消毒液を無料配布しています。役場環境衛生課までお越しください。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

③ 水道使用料の基本料金（9 月分）の減免について

台風 12 号の影響により、町内の全給水区域が断水となり、また 9 月分の水道料の検針ができず、大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。10 月の水道料検針において、9 月分および 10 月分の水道料金を算出させていただきます。

きまして、すべてのお客様を対象に 9 月分の基本料金を減免させていただきます。ご理解くださいますようお願いいたします。

▶詳しくは、役場環境衛生課（33-0343）までお問い合わせください。

④ 浸水した浄化槽について

台風 12 号による浸水で、合併処理浄化槽や単独処理浄化槽が浸水した場合、周辺の水位が下がれば、浄化槽内の水位も下がりますので、通常通り使用することが可能となります。ただし、土砂等が流れ込んでいる場合は、くみ取りが必要となることがあります。

また、プロアー（浄化槽に空気を送る装置）が水没した場合、故障している可能性がありますので、『変な音がする』『プロアーが熱を持っている』などの場合は、コンセントを抜き、次のところへ一度、ご相談ください。



【町管理の浄化槽】

紀宝町下水道サービス㈱（☎33-0360）がすでに確認していますが、もし、プロアー等に異常が発生した場合は、同社までご連絡ください。

【個人管理の浄化槽】

契約先の保守点検業者に、一度ご相談ください。

◆くみ取り式トイレの場合

くみ取り式トイレの便槽が浸水した場合は、町の負担でくみ取りを行っていますので、南清社（☎21-1155）へ直接連絡し、浸水したことによるくみ取りであることを伝えるか、環境衛生課までご連絡ください。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

三重県が

津波浸水予測調査（速報版）を公表！

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、被災自治体の津波防災計画で考慮されていない規模の津波が指定避難所等に押し寄せ、多くの避難した住民の生命が失われました。

このような教訓を踏まえ、津波浸水予測地域における避難所配置の検証を含め、津波避難体制について早急に検討する必要があります。

一方、国の中央防災会議専門調査会では、今後の津波防災対策の基本的な考え方について、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波は、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である」とされました。

そこで、現状の三重県津

波浸水予測図（東海・東南海・南海地震連動、マグニチュード8.7）では十分反映できていない規模の津波に対応するため、東日本大震災と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測地域を提示し、三重県および県内各地域における津波対策を立案するための基礎資料とすることを目的としています。

津波浸水予測調査の前提条件として、「東海・東南海・南海地震」の連動の場合、マグニチュードを前回までは8.7としていたものを9.0と想定し、1年で最も潮位が高くなる時期の満潮時を初期水位とし、大津波が長時間継続した東日本大震災を踏まえ、計算時間は、地震発生後6時間（前回の津波浸水予測の計算時間は3時間）とし、防

潮堤等の施設がないとした場合、考慮した場合の2通りで津波浸水予測を実施しています。

これを受けて、今回の津波浸水予測図（速報版）では、浸水予測範囲は、前回と比較して大幅に広くなる傾向がみられ、熊野灘沿岸では、全体的に浸水深が大きく（最大8m以上）なる傾向がみられます。

町では、今回の新たな津波浸水予測結果に基づき、特に津波浸水予測区域内にある避難所、避難場所を中心に、改めて検証を行い、適切な配置および運用を行うていくうえで、基礎資料として活用し、新たに津波浸水予測図内となった地区住民をはじめ、町民各位に解りやすい内容となるよう、その表現方法等を検討してまいります。

表：最大津波高及び最大波が到達する時間表（速報版）

エリア名称	最大津波高		最大波到達時間	
	M8.7	M9.0	M8.7	M9.0
紀北町（紀伊長島）	6.11 m	8.25 m	21 分	20 分
尾鷲市（尾鷲）	8.21 m	10.75 m	20 分	19 分
熊野市（新鹿）	8.93 m	15.64 m	14 分	14 分

＊東日本大震災と同等規模の東海・東南海・南海地震（M9.0）が連動して発生する場合に、沿岸において想定される最大津波高および最大波が到達する時間を表にしたものです。現在、津波浸水予測調査（速報版）では、県内12エリアのみ、調査し公表しています。紀宝町内については現在調査中ですので、結果が出ましたら広報きほうでお知らせします。

▶詳しくは、役場総務課防災対策係（☎33—0335）までお問い合わせください。

緊急地震速報も聞くことができます

町防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）のお申し込みについて

戸別受信機を設置していない世帯および町内事業所を対象に、戸別受信機（防災ラジオ）を配布し、町内全世帯において町防災行政無線戸別受信機を設置することを目的とし、難聴解消対策に努めるため、8月より申し込み受け付けを行い、9月より配布を行っておりますが、この度の台風の影響により、多くの世帯が被害を受け、戸別受信機につきましても、使用不能となった世帯が数多くあると思われます。

そのため、現に戸別受信機を設置していない世帯、戸別受信機が故障し使用不能となっている世帯および町内事業所につきましては、戸別受信機（防災ラジオ）を無料（1台のみ）で貸与しますので、お電話にてお申し込みく

ださい。すでにお申し込みされている方につきましては、再度の申し込みは不要です。

なお、現在、戸別受信機（防災ラジオ）の在庫に限りがあるため、製作発注しています。配布を行うまでには2〜3か月程度の時間を要します。ご了承ください。

▼詳しくは、役場総務課防災対策係（☎33—0335）までお問い合わせください。

	1 台 目	2 台目以降
住民基本台帳に記載されている世帯（外国人登録者含む。）で、現に戸別受信機を設置していない世帯及び台風災害により戸別受信機が使用不能となった世帯	無 料	3,000円
町 内 事 業 所	無 料	3,000円
＊お住まいの地区によっては電波が弱く本体のみで受信できない場合があります。この場合、室内アンテナ、室外アンテナにより、受信感度を向上させることができますので、受信できない世帯は、役場までお問い合わせください。（＊室内アンテナ、室外アンテナ、室外アンテナ設置費用は、1台分のみ無料）		

防災行政無線が電話で確認できます

町では、防災行政無線放送の難聴地区解消対策のひとつとして、自宅電話や携帯電話からフリーダイヤルにより、放送内容を確認できるシステム（音声応答装置）を導入しています。

放送の内容が聞きづらい、わからないときは、フリーダイヤルで同じ放送を聞くことができます。▶詳しくは、役場総務課防災対策係（☎33—0335）までお問い合わせください。



フリーダイヤル電話番号（無料）

☎0120-334-119

「こころ」と「からだ」の健康を守るために



台風12号や東日本大震災などの自然災害、ならびに犯罪、事故などの人為災害に出合った場合、「からだ」だけでなく「こころ」もケガをします。また、ご本人だけでなくその家族も、「こころ」に深い傷を負うことがあります。「からだ」とともに、傷ついた「こころ」の回復も大切な問題です。



私たちは健康な日常生活を送っていても、いつどのようなできごに出合っかわかりません。そして、精神的に大きなショックを受けた場合は、誰でも心身のバランスを崩してしまふことがあります。そんな時、どのように対処すればよいのか考えてみましょう。

「こころ」と「からだ」は密接な関係にある

◆ 身体面

- なんとなくけだるい
- 下痢、胃が痛む、吐き気がする
- 胸がどきどきする、息苦しい、震え、発汗
- 風邪をひきやすい
- 持病の悪化
- 頭が重い（頭痛）、めまいや耳鳴りがする

◆ 心理・感情面

- 眠れない、悪夢をみる
- 以前に比べてイライラして怒りっぽくなる
- 涙がとまらない、なんとなく落ち着かない
- 恐怖が繰り返し思い浮かぶ、強い不安や心配
- 気分が落ち込む、自分を責める、孤立感

◆ 思考面

- 集中力の低下
- 無気力
- 混乱して思い出せない、判断力・決断力の低下
- 選択肢や優先順位を考えつけない

◆ 行動の変化

- ちよつとしたことでけんかになる
- 酒・アルコール、タバコの量が増えた
- 食欲不振や過食
- 子どもがえり
- ひきこもり

このような「こころの変化」は決して特別な反応ではありません。ひどいショックを受けたとき誰にでも起こりうる正常な反応です。ほとんどの変化は時間とともに回復していきます。

～ 回復のためにできること ～

「こころ」と「からだ」の健康を保つためにこんなことに気をつけましょう

● ちょっとひと休み

全力でがんばりすぎないで、睡眠や休養をとるよう心がけましょう。緊迫した状況の中で、緊張がずっと続いているので、自分が疲れているかどうかかわからなくなります。自分では疲れていないと思っても、休むように心がけましょう。

● 食事や睡眠など、生活のリズムを崩さないようにしましょう

事故や災害直後は生活が大きく変わりますが、特別なことをするよりも、まずは、食事や睡眠など普段の生活を大切にしましょう。

● イライラが強まったときは、深呼吸などしてリラックスしましょう

イライラが強まったときには、深呼吸などをして気分を変えましょう。また栄養のあるものを食べ、身体を回復させ、ゆとりをもちましょう。

● 家族や友達との時間を大切にしましょう

つらい体験をした後は、ひとりになりたいときもあります。でも、少し落ち着いてきたら今までのように人と人のつながりを大事にし、家族同士、ご近所同士、友だちと声をかけ合ったり、一緒に過ごす時間を大切にしましょう。

● 自分のペースを大切にしましょう

回復の速さは、人それぞれ違います。また、取り巻く状況や環境も違います。悲しみの癒える過程も多様です。自分のペースを大切にしましょう。

● 悲しみを語り合うことは大切なことです

信頼できる人と語り合うことは大切で、こころを癒す大きな役に立ちます。ただし、無理に話すことはありません。

★ 症状が改善しない時

大きなストレスのために生活そのものが変わったり、強いショックでこころに大きな傷ができていることもあります。もし身体症状がひどく出ていたり、不眠や気分の落ち込み、イライラ感などが長くつづくようでしたら、医療機関などへの受診や健康相談の保健師(保健センター☎32-3700)までご相談ください。

平成 22 年度 特別会計決算額

特別会計とは、特定の事業を行う場合に特定の収入を特定の支出にあて、一般会計とは別に収支経理を行うことです。平成 22 年度の特別会計決算額は、歳入 19 億 7,353 万円、歳出 19 億 4,005 万円です。詳しくは下記の表のとおりです。

◆特別会計	単位：万円	歳入	歳出
国民健康保険		14 億 8,078	14 億 7,143
老人保健		51	51
後期高齢者医療		2 億 1,182	2 億 1,079
診療所事業		1 億 1,846	1 億 127
井内地域開発事業		1,616	1,616
町営浄化槽整備推進事業		1 億 4,580	1 億 3,989
◆事業会計			
水道収益的収支		2 億 5,938	2 億 7,900
水道資本的収支		2,411	1 億 3,485

◆町の貯金と借金（平成 22 年度末）	単位：万円
基金（貯金）	
財政調整基金	10 億 5,108
地域振興基金	10 億 7,731
その他の一般会計基金	2 億 1,456
特別会計基金合計	4,379
基金合計	23 億 8,674
地方債（借金）	
一般会計	73 億 9,820
水道事業特別会計	20 億 196
町営浄化槽整備推進事業特別会計	6,820
地方債合計	94 億 6,836

平成 22 年度決算報告

一般会計歳出額は 57 億 1,995 万円

平成 22 年度一般会計・特別会計の決算が、町議会 9 月定例会で承認されました。当初の骨格予算 49 億 4,993 万円に、政策的・投資的事業を中心に盛り込んだ 6 月補正額 4 億 9,508 万円を加え 54 億 4,501 万円でスタートした平成 22 年度一般会計決算は、歳入が 63 億 8,976 万円、歳出は 57 億 1,995 万円。歳入から歳出を差し引くと、6 億 6,981 万円の黒字となりますが、そのうち 23 年度へ繰り越す事業に必要なお金が 9,747 万円ありますので、実質的な収支は 5 億 7,234 万円の黒字決算となり、そのうち 3 億円を財政調整基金に積み立てました。その他、特別会計については左の表のとおりとなっていますが、水道事業会計については赤字決算となり、不足額は留保資金で対応しました。それでは、平成 22 年度の一般会計決算状況をお知らせします。（予算額は、千円以下を四捨五入しています。）



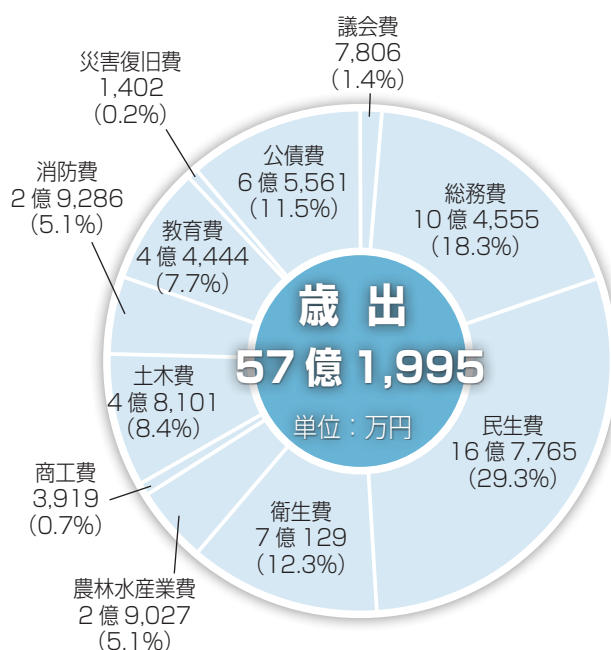
平成 22 年度の主なまちづくり事業

総務費	
・町民バスの運行委託	4,486 万円
民生費	
・飯盛・井田保育所建設事業	2 億 1,708 万円
・特別養護老人ホーム亀楽苑への補助金	4,420 万円
・包括的支援事業	2,489 万円
衛生費	
・予防接種事業	2,493 万円
農林水産費	
・美しい森林づくり基盤整備交付金事業	3,576 万円
・中山間地域総合整備事業負担金	1,050 万円
・ため池等整備事業費負担金	1,687 万円
・井田海岸沖つきいそ事業	1,071 万円
・農村総合整備統合補助事業	7,196 万円
商工費	
・緊急雇用関連事業	1,239 万円
土木費	
・道整備交付金事業	1 億 2,210 万円
・町単独事業	4,725 万円
・きめ細かな交付金事業	5,852 万円
・治水対策事業	1,498 万円
・社会資本整備総合交付金事業	1,895 万円
・地域活力基盤創造交付金事業	5,705 万円
消防費	
・土砂災害情報相互通信システム導入工事	8,769 万円
教育費	
・成川小学校木造校舎改築事業設計監理委託業務	1,926 万円
・学校情報通信技術環境整備事業	1,151 万円

歳出

トップは民生費の 16 億 7 766 万円

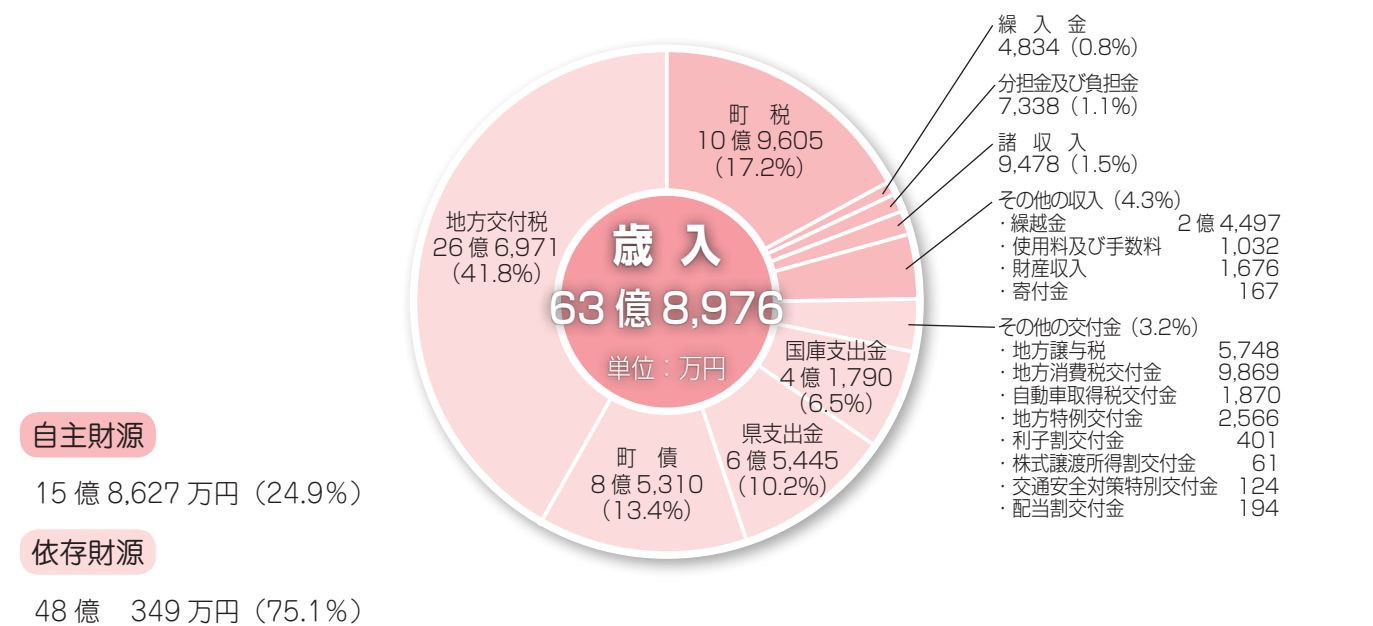
歳出は 57 億 1 995 万円となり、目的別で見た内訳では使い道でトップに立ったのは飯盛・井田保育所建設事業などにより民生費で歳出全体の 29・3%を占める、16 億 7 765 万円でした。続いて 18・3%を占める総務費 10 億 4 555 万円となりました。



歳入

地方交付税が全体の 4 割

歳入は 63 億 8 976 万円となりました。歳入を町税や保育料など町が自主的に確保することができる自主財源と、地方交付税や国・県補助金など国や県から町に対して、交付されたり割り当てられたりする依存財源に大別し比較すると、地方交付税や国庫支出金などの依存財源が 75・1%と全体の 3/4 を占め、そのうち国庫支出金は前年度と比べ 3 億 4 391 万円減少しています。また、町税収入などの自主財源は 24・9%で全体の約 1/4 となっています。自主財源の中で最も多いのが町税収入で、10 億 9 605 万円。町民一人当たり 9 万 1 36 円（町税の総額を平成 23 年 3 月 31 日現在の人口で割ったもの）になります。一方、依存財源で最も多いのが地方交付税で、26 億 6 971 万円、歳入全体の 41・8%を占めています。また、事業を進めるために国などから借り入れる町債は 13・4%、8 億 5 310 万円となっています。



自主財源

15 億 8,627 万円（24.9%）

依存財源

48 億 349 万円（75.1%）

6. 職員手当の状況

区 分	紀宝町・国
期末手当 勤勉手当	(平成 22 年度割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続 20 年 23.50 月分 勤続 25 年 33.55 月分 勤続 35 年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 % から 20 % 加算) 紀宝町の 1 人あたり平均支給額 389 万円

(注) 退職手当の 1 人あたり平均支給額は、平成 21 年度に退職した 職員に支給された平均額です。

時間外 勤務手当	21 年度	支給総額	3,520 万円
		職員 1 人あたり 支給年額	34 万円
	22 年度	支給総額	4,258 万円
		職員 1 人あたり 支給年額	41 万円

7. 特別職の報酬等の状況

区 分		給与月額等	期末手当
給料	町 長	666,000 円 (740,000 円)	3.95 月分
	特別参与	508,500 円 (565,000 円)	
報酬	議 長	255,000 円	3.0 月分
	副 議 長	205,000 円	
	議 員	195,000 円	

(注) 給料のカッコ内は、減額措置を行う前の金額です。

区 分		全 職 種
特殊勤務手当 (22 年度)	職員全体に占める 手当支給職員の割合	44.6 %
	支給対象職員 1 人 あたり平均支給年額	10,027 円
	手当の種類 (手当数)	8
	代表的な 手当の名称	医師特殊 業務手当 町 税 事 務 手 当

区 分	内 容
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ただし、配偶者のない場合そのうち 1 人め 11,000 円 ※ 16 歳以上 22 歳までの子について 5,000 円加算
住居手当	ア 借家、借間居住者 支給対象額 12,000 円を超える額 最高支給額 27,000 円 イ 自宅居住者 2,000 円 (新築又は購入後 5 年間は 2,500 円)
通勤手当	ア 交通機関利用者 全額支給限度額 55,000 円 イ 交通用具使用者 最高支給限度額 14 k m 以上 17,600 円

8. 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分			職 員 数		主な増減理由
部 門			22 年	23 年	
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	業務増
		総 務	30	30	
		税 務	5	5	
		民 生	31	32	
		衛 生	19	19	
		農林水産	7	7	
		土 木	8	9	業務増
		小 計	102	104	
		教育部門	16	15	減員
消防部門	—	—			
	小 計	16	15		
公営企業等 会計部門	病 院	—	—		
	水 道	4	4		
	その他	5	5		
	小 計	9	9		
	合 計	127	128		

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数です。

職員の給与状況をお知らせします

町職員の給与について、町民のみなさんに理解していただくために、そのあらましをお知らせします。

町職員の給与は、民間企業、国やほかの地方公共団体の給与などを考慮したうえで、町議会の審議を経て条例で定められています。

人件費については、歳出総額に占める割合は、平成 22 年度普通会計決算で 18.6 % であり、前年度と比べ 0.4 ポイント減となっています。また、職員給与費については、平成 22 年度普通会計決算で 6 億 7,802 万円、職員 1 人あたり 551 万円となっています。

町職員の給与について詳しくは、役場総務課（☎ 3 3 - 0 3 3 3）までお問い合わせください。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 21 年度人件費率
22 年度	57 億 1,995 万円	10 億 6,323 万円	18.6 %	19.0 %

2. 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給与費				一人あたりの 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
22 年度	122 人	4 億 3,793 万円	8,429 万円	1 億 5,580 万円	6 億 7,802 万円	551 万円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。 2. 職員数は平成 22 年 4 月 1 日現在の人数。

3. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区 分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
紀 宝 町	39.9 歳	302,863 円	384,968 円	51.6 歳	337,706 円	381,155 円
三 重 県	43.1 歳	350,928 円	452,590 円	47.6 歳	339,436 円	393,105 円

(注)「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額(期末・勤勉手当及び退職手当を除く。)を合計したものです。

4. 職員の初任給の状況

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分		紀宝町	三重県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	144,500 円	—
	中学卒	122,400 円	—	—

5. 職員の経験別・学歴別平均給料月額の状況

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 7 ～ 10 年未満	経験年数 10 ～ 15 年未満	経験年数 15 ～ 20 年未満
一般行政職	大学卒	245,500 円	270,300 円	310,200 円
	高校卒	199,500 円	256,200 円	277,400 円

(注) ・経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
・技能労務職は、経験年数 7 ～ 20 年未満は高校卒、中学卒ともに対象者はありません。

青色申告決算等説明会・年末調整説明会のご案内

○所得税の青色申告決算等説明会

青色申告をされている個人の方を対象として、決算の事務手続きなどについての説明会を次の日程で開催します。

- 日時** 11月22日（火）
午前10時から正午まで
- 場所** 御浜町役場3階くろしおホール
- ※平成23年度分から、青色申告決算書用紙は確定申告書用紙に同封して送付します。
- ※平成22年度の所得税の確定申告を電子申告（e-Tax）で行った方には、青色申告決算書の用紙は送付されませんのでご注意ください。
- ※青色申告決算書の用紙が必要な方は、国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口または説明会当日に会場でお受け取りください。

○年末調整説明会

源泉徴収義務者の方を対象として、年末調整の事務手続きなどについての説明会を次の日程で開催します。

- 日時** 11月22日（火）
午後2時から4時まで
- 場所** 御浜町役場3階くろしおホール
- ※「年末調整のしかた」および「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」が事前に送付されている方は、当該書類をお持ちください。
- ▶詳しくは、尾鷲税務署個人課税第一部門（☎0597-22-2224）または法人課税部門（☎0597-22-2285）までお問い合わせください。

三重県「ビジネスプランコンテスト」開催

三重県では本年12月にビジネスプランコンテストを開催します。なお、ビジネスプランコンテストの応募にあたり、事前にプラン作成を支援する「プラン作成講座」（無料）を県内5か所で開催しますので、ふるってご参加ください。また、募集要項、応募申込書等の詳細は、運営事務局の三重銀総研のホームページをご覧ください。

1. ビジネスプランコンテストの概要

- ①「新事業を考えている中小企業経営者の方」や「起業を希望されている方」を対象に、ビジネスプランを公募します。
- ②コンテストでは、書類審査およびプレゼンテーションにより優秀プランを選定し、表彰します。
- ※さらに優秀プランの中から、グランプリ、準グランプリの2プランを決定し、副賞として、それぞれ5万円、3万円を授与します。
- ③表彰対象となった優秀プランは、今年度の三重県「オール三重チャレンジ助成金」の申請資格者となります。

▶詳しくは、株式会社三重銀総研コンサルティング部（☎059-351-7417）もしくは、三重県農水商工部（☎059-224-2227）までお問い合わせください。

2. プラン作成講座の概要

- ①コンテストの応募に先がけて、11月下旬にビジネスプラン作成を支援する講座（無料）を開催します。
- ②同講座は県内5か所（四日市、津、伊勢、伊賀、尾鷲）での開催となります。
- ※尾鷲会場は、下記のとおり開催します。参加申し込みは、運営事務局までお申し込みください。

- 日時** 11月20日（日）
午前9時から午後5時まで
- 場所** 尾鷲市福祉保健センター

胃・前立腺・大腸・乳・子宮頸がん検診を実施します

- 【検診日】11月27日（日）
- 【検診場所】保健センター
- 【申込期間】11月7日（月）から11月11日（金）まで

検 診 内 容	受付時間	定員	料金
◆胃がん ※前夜9時以降何も飲食しないでください。	午前7時30分～9時	55人	40歳～69歳…500円 40歳未満……1,400円
◆前立腺がん ※採血による検査です。	午前7時30分～9時	55人	40歳～69歳…500円 40歳未満も同額
◆大腸がん ※申し込みが必要です。申し込まれた方には問診票と容器を送付します。	午前9時～11時30分 午後1時30分～3時	60人	40歳～69歳…200円 40歳未満も同額
◆乳がん（マンモグラフィ検査） ※バスタオルを持参してください。	午前9時～11時30分 午後1時30分～3時	午前・午後 各40人	40歳～69歳…1,500円 40歳未満も同額
◆子宮頸がん ※子宮入り口部分にできる『子宮頸がん』を採取器具で細胞をこすり取って調べます。	午後1時30分～3時	55人	20歳～69歳…500円 20歳未満……1,000円

- ※70歳以上は全ての検診が無料です。
- ※予約が必要です。定員になり次第締め切らせていただきます。
- ※町が行う各がん検診の受診回数は、1人あたり年1回とさせていただきます。
- ※がん検診受診時には黄色い『受診スタンプカード』をご持参ください。

<注意事項>

- 胃がん検診：胃に病気がある方、過去に胃の手術をした方は医療機関でご相談ください。
- 平成23年度より、盲腸の手術をされた方は検診を受けることが可能になりました。

【健康相談】

午後1時30分～3時に健康相談（血圧測定・尿検査）を実施いたします。あわせてご利用ください。

▶お申し込みなど詳しくは、保健センター（☎32-3700）までお問い合わせください。

紀宝町民バスの運行について

台風12号の影響により、臨時時刻表にて運行を行っていましたが町民バスは、10月12日から、次の路線・区間を除き、通常の時刻表にて運行を行っています。

【浅里鵜殿線】鮎田から浅里神社前までの区間、運行していません。

【紀南病院線】引作の大楠口から紀南高校前までの区間で迂回運行を行っており、以降のダイヤに3分程度遅れが生じています。

▶詳しくは役場企画調整課（☎33-0334）または三交南紀交通株式会社（☎0597-85-2198）までお問い合わせください。



うどの幼稚園 入園園児募集

平成 24 年度紀宝町立うどの幼稚園の園児を下記のとおり募集します。入園を希望されるお子さんの保護者の方は、入園申込書を添えて、申し込み期間内に、紀宝町教育委員会までお申し込みください。（申込書は、紀宝町教育委員会、うどの幼稚園で用意しています）

- ◆ **申し込み期間**
平成 23 年 11 月 1 日（火）から 11 月 15 日（木）まで
- ◆ **申し込み手続き**
各保育所、または役場福祉課に備え付けの申込書に必要な事項を記入のうえ、希望する保育所、または福祉課へ提出してください。
- ◆ **入所定員**
相野谷保育所 45 人、飯盛保育所 60 人、井田保育所 90 人、成川保育所 90 人、鵜殿保育所 126 人
- ◆ **入所基準**
保育所は、保護者が労働に従事、あるいは疾病にかかっているなどのため、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育する施設です。次の事情に限りです。
 - ① 昼間に居宅外で仕事をしている
 - ② 昼間に居宅内で家事以外の仕事をしている
 - ③ 妊娠中であるか、または出産して間がないとき
 - ④ 母子健康手帳の写しが必要
 - ⑤ 疾病にかかり、もしくは
- ◆ **うどの幼稚園とは、幼児教育を行う教育機関です。**
- ① **日課**
月～金曜日の午前 8 時 10 分登園。4 歳児は午後 2 時に降園。5 歳児は午後 2 時 10 分に降園。※土曜日、日曜日、祝日は休業です。また、夏季・冬季・春季には長期休業があります。小学校とほぼ同様です。
- ② **通園**
原則として徒歩通園です。遠方の方は、保護者の責任で送迎をお願いします。4 歳児については、体力・安全面から送迎をお願いします。
- ◆ **申し込み期間**
平成 23 年 11 月 15 日（火）から 11 月 30 日（水）まで※受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。（土曜、日曜、祝日を除く）
- ◆ **募集対象者**
町内に住所を有し、平成 25 年度・26 年度に小学校に入学する幼児
- ◆ **募集定員**
5 歳児（平成 25 年度小学校入学） 60 名
4 歳児（平成 26 年度小学校入学） 20 名

- ◆ **申し込み先**
紀宝町教育委員会
- ◆ **保育料**
1 人につき 1 か月 5,500 円（年間 66,000 円）
- ◆ **給食費**
1 人につき 1 食 260 円（牛乳代を含む）
※幼稚園の指導方針に基づき、お弁当の日もありません。（月 2 回程度）
- ◆ **服装**
制服があります。
▼詳しくは、紀宝町教育委員会 教育課（☎ 3310341）までお問い合わせください。



子育て支援センターをご利用ください♪

- 子育て支援センターでは、専任保育士 2 名を配置し、遊び場を提供しています。お気軽に親子で遊びに来てくださいね♪
- ◆ **開設日** 月・火・水
- ◆ **時間** 午前 9 時～正午、午後 1 時 30 分～4 時
- ◆ **場所** 保健センター内（神内）
- ◆ **利用料** 無料
- ◆ **対象者** 町内在住で未就学児（0～6 歳）とその保護者
- ▼詳しくは、子育て支援センター（☎ 3214688）までお問い合わせください。



町立保育所 入所児童募集

平成 24 年度の町内保育所の児童を下記のとおり募集します。入所を希望されるお子さんの保護者の方は、入所申込書を添えて、申し込み期間内に、役場福祉課までお申し込みください。（申込書は、役場福祉課で用意しています）

- ◆ **申し込み期間**
平成 23 年 11 月 1 日（火）から 11 月 15 日（木）まで
- ◆ **申し込み手続き**
各保育所、または役場福祉課に備え付けの申込書に必要な事項を記入のうえ、希望する保育所、または福祉課へ提出してください。
- ◆ **入所定員**
相野谷保育所 45 人、飯盛保育所 60 人、井田保育所 90 人、成川保育所 90 人、鵜殿保育所 126 人
- ◆ **入所基準**
保育所は、保護者が労働に従事、あるいは疾病にかかっているなどのため、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わって保育する施設です。次の事情に限りです。
 - ① 昼間に居宅外で仕事をしている
 - ② 昼間に居宅内で家事以外の仕事をしている
 - ③ 妊娠中であるか、または出産して間がないとき
 - ④ 母子健康手帳の写しが必要
 - ⑤ 疾病にかかり、もしくは
- ◆ **長時間保育を希望する方**
通常の保育時間は、平日が午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分、土曜日が午前 8 時 30 分から正午までです。長時間保育を希望する方は、長時間保育申込書に必要な事項を記入のうえ、入所申込書などと同時に申し込みください（長時間保育は途中からでも条件が合えば可能）。なお、長時間保育希望者が少ない場合は、希望の保育所で長時間保育が受けられない場合があります。
- ◆ **長時間保育時間**
午前 7 時 30 分から 8 時 30 分までと、午後 4 時 30 分から 6 時までです。
- ◆ **長時間保育料金**
午前 8 時 30 分以前、午後 4 時 30 分以降のいずれか一方、または両方を希望しても、月々の保育料とは別に、月額 2,000 円（2 人め以降は半額、3 人め以降は無料）が必要です。

- ◆ **長時間保育基準**
① 児童の両親が居宅外で労働しており、午前 8 時 30 分以前、あるいは午後 4 時 30 分以降も労働していることが証明できる児童で、ほかに保育を依頼できる者がいない
- ② 要保育者で、代わって保育を行う者が、午前 8 時 30 分以前、あるいは午後 4 時 30 分以降も労働していることが証明できる
- ③ 事情により、特に必要と認められる
- ◆ **土曜保育**
土曜日の保育場所については、次の 2 か所で希望者を対象に行っております。
 - 井田保育所・飯盛保育所・相野谷保育所の児童は井田保育所で、鵜殿保育所・成川保育所の児童は鵜殿保育所で。
- ◆ **その他**
現在保育所に入所中の児童については、各保育所から連絡しますので、保育所入所調査票および就労証明書、平成 23 年分の源泉徴収票またはその写しを提出ください。
▼詳しくは、役場福祉課（☎ 3310339）までお問い合わせください。

浄化槽

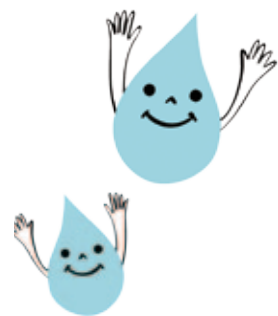
きれいな川を
未来に残そう

その⑤

今月のテーマ

町営浄化槽は 災害時も安心管理

現在、町では『紀宝町営浄化槽整備推進事業』による浄化槽整備を行っています。
同事業では、台風による浸水などの自然災害時でも、町の負担で修繕などの維持管理を行いますので、町営浄化槽設置世帯から使用料以外の費用を負担いただくことはありません。



ブローア交換や 浄化槽修繕も行います

浄化槽が浸水などの被害にあった場合、ブローア（浄化槽内に空気を送る装置）の故障や槽内への土砂などの流入などの被害が考えられます。

町営浄化槽がこのような被害にあった場合、ブローアの修繕や交換、浄化槽の修繕などの費用は、町で負担することになります。

対象世帯からは、月々の

使用料以外の費用を負担いただくことはありませんので、ご安心ください。

また、町営浄化槽が、大量の土砂流入など、甚大な被害により、浄化槽本体を入れ替えなければならないような状態になった場合には、町が国の補助事業などを活用して、浄化槽の設置替え工事を行います。

このように、町営浄化槽は、災害時にも維持管理などをきちんと行っているため、みなさん、安心してご使用ください。

単独槽からの入れ替えは 撤去費用に9万円を補助

今回の浸水地域には、まだまだ単独処理浄化槽の設置世帯が多くみられます。単独処理浄化槽を設置している世帯では、トイレの水消化が滞っていることや、合併処理浄化槽に切り替えるには、すでに設置済みの単独処理浄化槽の撤去費用がかかるなどの理由から、なかなか設置替えが進まないのが現状です。

同事業では、単独処理浄

化槽からの設置替えをより促進したいことから、設置替えを行っていたいただく方に、単独処理浄化槽の撤去工事費に対する補助金制度を創設し、9万円を限度額に補助を行っています。

なお、同事業での浄化槽本体設置には、表①の設置にかかる分担金が必要となります。個人設置で設置していたときに比べると、個人の負担額は軽減されますので、ぜひ、災害時にも安心な町営浄化槽への入れ替えをご検討ください。

表① 浄化槽設置にかかる分担金の額

浄化槽の種別	分担金の額
5人槽	165,500円
7人槽	208,340円
10人槽	276,800円
11人槽以上	環境衛生課までお問い合わせください

※分担金には、7条検査費用8,000円が含まれています。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

お気軽にご相談ください!!

入れ替え費用や 維持管理のことなど

町では、町営浄化槽事業を民間のノウハウや資金力を活用した『PFI手法』を取り入れて行っています。

町営浄化槽の設置工事や維持管理業務については、PFI事業の委託先である紀宝町下水道サービス㈱が行っていますので、設置費用や維持管理のことなど、町営浄化槽に関することは、お気軽に下記まで、ご相談ください。

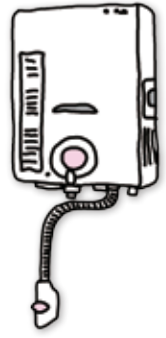
フリーダイヤル
0120-620-690

シリーズ ストップ地球温暖化

その③⑥

家庭ですでる温暖化対策

〜できることから始めよう〜



今月のテーマ 給湯器

食器洗いは低温で

食器を洗うときは低温に設定

65ℓの水道水（水温20℃）を使い、湯沸かし器の設定温度を40℃から38℃にして1日2回食器等を手洗いした場合。（使用期間は冷房期間を除く253日）

年間節約金額 約 1,500 円

〔出典：財団法人省エネルギーセンター／家庭の省エネ大辞典〕

ワンポイントアドバイス

お湯を沸かすときは 給湯器で

お湯を沸かすときは水からではなく、給湯器のお湯を沸かすようにすれば省エネ効果があがります。

▼詳しくは、役場環境衛生課（☎33-0338）までお問い合わせください。

お住まいの近くで、役場業務が利用できます

移動支所をご利用ください

表① 11月の移動支所開設日程

	開設日	会場	開設時間
月曜日	7日	桐原生活改善センター	9:00~10:15
	14日	平尾井高齢者生産活動センター	10:30~11:45
	21日	大里多目的集会施設	13:30~14:45
	28日	上野農事集会所	15:00~16:15
火曜日	1日	浅里生活改善センター	9:00~10:15
	8日	北松杖多目的集会施設	10:30~11:45
	15日	中村多目的集会施設	13:30~14:45
	22日		
水曜日	2日	阪松原生活改善センター	9:00~10:15
	9日	永田青年クラブ	10:30~11:45
	16日	井田公民館	13:30~14:45
	30日	地下集会所	15:00~16:15
木曜日	10日	上地多目的集会施設	9:00~10:15
	17日	下地生活改善センター	10:30~11:45
	24日	茶屋地構造改善センター	13:30~14:45
		下り場集落センター	15:00~16:15
金曜日	4日	高岡老人憩の家	9:00~10:15
	11日		
	18日	鮎田構造改善センター	10:30~11:45

町内17か所で 開設しています

住民票の発行業務などを郵便局に委託するとともに、さらなる住民サービスの充実を図るため、町職員が町内17か所に出向いて、移動支所を開設しています。（表①移動支所開設日程をご覧ください。）

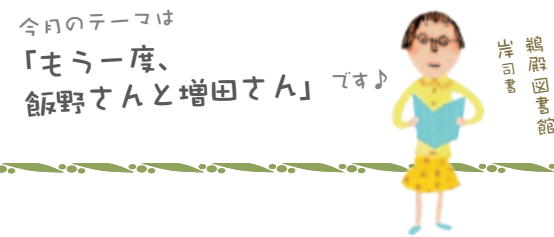
お住まいの近くで、役場業務が利用できますので、ぜひご利用ください。

移動支所の業務内容

住民票、印鑑証明、納税証明書などの申請受付事務（交付は後ほど、郵送か職員が直接お届けします）や、町税、国民健康保険税の収納事務、役場への各種届け出事務などを受け付けます。

▼詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

図書館だより



今月のおススメ



ハのハの小天狗

飯野和好 / 作
ほるぷ出版

学校帰り、忍者に襲われ女の子をさらわれそうになった僕は変身して戦います。空想する楽しさいっぱい絵本。



くろずみ小太郎旅日記

飯野和好 / 作
クレヨンハウス

ねぎぼうずのあさたろうシリーズとともに、飯野さんを代表する痛快時代劇絵本シリーズ。忍者の小太郎大活躍！



小さな山神スズナ姫

富安陽子 / 作
飯野和好 / 絵 偕成社

山神のひとり娘のスズナ姫は、小さいけれど勇敢でスゴイ行動力！勇気とパワーがもらえるすてきな物語です。



子どもの本屋はメリー・メリーゴーランド

増田喜昭 / 著 晶文社

子どもの本専門店メリーゴーランドの25年の軌跡。店主の増田さんの魅力満載！子どもと本ってすばらしい！

◆読書週間と関連行事のお知らせ◆

10月27日（木）～11月9日（水）は、第65回「読書週間」です。今年の標語は「信じよう、本の力」です。この機会に、秋の夜長を読書で過ごしませんか？期間中、幼児から小学生を対象に、恒例の「読書クイズ」を行なっています。おすすめの絵本や児童書の展示もありますので、どうぞご利用ください。

《今月のおはなし会》 11月26日（土）

0 歳 児	： 午前10時～10時30分
1 歳 以 上	： 午前11時～11時30分
3 歳 以 上	： 午後1時30分～2時
小 学 生	： 午後2時～2時30分

- ◆鶴殿図書館（☎32-4646）
- ◆利用時間：午前9時30分～午後6時
- ◆休 館 日：毎週月曜日・祝日・毎月最終木曜日

消費者トラブルに負けないぞ！！



今月のテーマ

～災害に際する悪質商法に注意！～

台風等の災害の後には、屋根や家屋の補修・点検などを口実に、不要な工事を勧める、また、不当に高額な請求を行うような消費者トラブルが増えてきます。契約等について、次のような場合にはご注意ください。

● 災害に便乗した悪質商法にご用心

- ・「清掃にきました」「何か困っていることはありませんか？」などと、あたかも無料でサービスのようにふるまいながら、後で法外な料金を請求する。
- ・「役所から頼まれました」「消防署の方から来ました」などと役所を名乗る電話勧誘や訪問販売を行う。
- ・「このままでは、地震が来たら倒壊する」と不安をあおったり、「今日契約すれば半額にする」などと契約を急がせる。

● 悪質商法の被害に遭わないために

- ・契約は慎重に！きちんと見積りをもって他社と比べるなど、十分注意しましょう。必要でないものはきっぱりと断りましょう。
- ・突然訪問してきて、その場で契約をせまるような業者には注意しましょう。
- ・契約する場合には契約内容（価格・工期・工事内容・支払い方法等）をしっかりと確認しましょう。

◆三重県消費者生活センター

☎059-228-2212 【毎週月～金曜日】午前9時から午後4時まで

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

紀宝警察署からのお知らせ

犯罪被害者週間

11月25日～12月1日

もしあなたの周囲に、犯罪等の被害で悩んでいる方がいれば、みえ犯罪被害者総合支援センターをご紹介します。

◆被害者相談窓口

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター

電話 059-221-7830

時間 月～金曜日（祝日を除く）

午前10時から午後4時

ホームページアドレス

http://www18.ocn.ne.jp/~mie-hhsc/

紀宝警察署（☎33-0110）

ごみは資源のコーナー

粗大ごみを回収します

台風12号の影響により延期していた、粗大ごみの回収を今月行います。広報きほうに折り込まれている申込書に、住所、氏名、電話番号、地区名、そして品目とその数量を記入のうえ、役場環境衛生課まで提出してください。役場に来られない方は電話での申し込みも可能です。



ワンポイント

45ℓのごみ袋に入らない大きなものは、粗大ごみで回収させていただきます。

役場環境衛生課（☎33-0338）

広報クイズ

◆問題

- ①台風12号による被災に関する各種〇〇等についてお知らせ
- ②三重県が〇〇浸水予測調査（速報版）を公表！
- ③平成22年度一般会計歳出額は〇〇億1,995万円
- ④11月に〇〇ごみを回収します
- ⑤締切間近！〇〇の写メールを大募集！

◆応募資格 紀宝町内に在住の方

◆応募方法 ハガキかメール（koho@town.kiho.lg.jp）で、クイズの答え5問分（〇の中に入る数字や文字）と、住所、氏名、年齢、電話番号、町や「広報きほう」についてのひと言を書いて、役場企画調整課広報係（〒519-5701 紀宝町鶴殿324）まで応募してください。正解者の中から、抽選で5名の方に、右写真の「町の特産品」をお贈りします。

▶詳しくは、役場企画調整課広報係（☎33-0334）までお問い合わせください。

11月号の当選者へは
温州みかん

koho@town.kiho.lg.jp

今月のお料理

相性バッチリ！

「さつまいもとりんごのサラダ」

今月は、さつまいもとりんごを使ったサラダをご紹介します。さつまいもには食物繊維やビタミンCが含まれ、りんごにはカリウムが含まれます。ビタミンCには抗酸化作用があり、食物繊維は便秘予防、大腸がんの予防にも役立ちます。カリウムは、余分な塩分を排泄したりむくみの軽減に役立ちます。

今回のサラダは、マヨネーズを少量にし、砂糖の入っていないプレーンヨーグルトを足すことで、エネルギーと脂質を控えています。

【材料（4人分）】

さつまいも	1 / 2本（約150g）
りんご	1 / 4個
A プレーンヨーグルト	大さじ2
マヨネーズ	小さじ2
レモン汁	小さじ1

【作り方】

- ①さつまいもはよく洗い、皮をつけたまま1.5センチくらいの角切りにする。沸騰したお湯でゆで、ザルにあげる。しっかり水を切っておく。
- ②りんごもよく洗い、皮をつけたままおうぎ型の薄切りにする。
- ③ボウルに①、②、レモン汁をかけ、混ぜ合わせたAを加えて和える。



素朴な甘さが、やさしい味わい♪

エネルギー（1人分）：約77kcal
塩分：約0.1g

管理栄養士
寺澤博子

今月のテーマ

『今こそ高血圧予防！』

台風12号の被害により、避難所生活を余儀なくされた方、自炊が困難になられた方など、生活習慣病予防が難しい状態になっているのではないかと思います。少しでも高血圧を予防していくためのポイントについてお話します。

これから寒くなるにつれ、寒さ、睡眠不足やストレスにより、血圧が高くなりやすい状況になります。睡眠を十分にとることが高血圧予防にもつながります。減塩が大事ですが、お弁当や、出来合いの総菜が多くなり、塩分の調整が困難な場合は、十分な水分補給をしましょう。水分を摂取することにより、ナトリウムの排泄を促進することが出来ます。飽和脂肪酸（常温で液体の油の食品）とコレステロールが少なく、カルシウム、カリウム、マグネシウム、食物繊維の多い食事は血圧の改善につながります。麺類を食べる場合には、汁を残すことが、塩分を減らす工夫になります。

高血圧予防

- ★水分をしっかりとるようにしましょう。
- ★麺類の汁はなるべく残しましょう。
- ★大便をするときには、いきまないようにしましょう。いきむことにより、急な血圧上昇をきたします。（便秘の方は要注意です）
- ★朝夕の温度差に注意しましょう。
- ★内服治療中の方は、自己中断せずに、かかりつけ医に相談しましょう。
- ★眠れない方は、かかりつけ医に相談しましょう。

▶詳しくは、保健センター（☎32-3700）までご相談ください。

今月は
垣内和美保健師



11月の健康カレンダー

子どもとお母さん（会場 紀宝町保健センター）

日	内容と開催時間
22日	すくすく育児相談（午前9時30分～11時30分） ※要予約：ご希望の方は、保健センターまで。
25日	のびのびキッズ広場（午前10時～11時30分） ※午前9時30分開放、午前10時までにお越しください。 ※持ち物：お茶 参加費：子ども一人50円

リフレッシュ教室（音楽療法と簡単な調理実習）

日	会場と開催時間
2日	桐原生活改善センター（午前10時～正午） ※要予約：詳しくは、保健センター（☎32-3700）まで。

貯筋運動（イスに座ってできる簡単な運動です）

日	会場と開催時間
4・11・18・25日	保健センター（午後1時～2時30分） ※要予約：詳しくは、紀宝町包括支援センター（☎33-0175）まで。

11月の休日当番医

日	病院名	内科・外科
3日	熊野路クリニック	☎(21)2110 内科
6日	谷地内科	☎(23)3088 内科
13日	味八木胃腸科	☎(21)5610 外科
20日	ましようクリニック	☎(29)7800 内科
23日	笹屋内科	☎(21)2917 外科
27日	すずきこどもクリニック	☎(28)0111 小児科
日・祝	紀南医師会 応急診療所	☎0597(88)1001 内科

※変更する場合がありますので、確認のうえ受診してください。
※診療科目が異なる場合は、三重県救急医療情報センターコールセンター（☎0597-89-1199）にご相談ください。

今月のテーマ

口の中を清潔にして肺炎予防

避難所等での食事は、普段とは異なるため、食生活の乱れが考えられます。また高齢者は、入れ歯の紛失などによって噛みにくい、飲み込みにくいなどの問題も発生してきます。誤嚥（※）につながらないように、普段以上にゆっくり時間をかけて食事をするようにしましょう。

口の中には多くの雑菌が存在しますが、あまり噛まない生活、ストレスによる唾液の減少等により、さらに増加してしまいます。それらを知らず知らずのうちに誤嚥し、繰り返し

すことで肺炎を引き起こす恐れがあります。この誤嚥による肺炎を予防するには、口の中を清潔に保つことが大切です。歯みがき、入れ歯のお手入れ、舌みがきを忘れずに行ってください。

歯や口、入れ歯のことで、お困りのことがございましたら、お近くの歯科医院または保健センター（☎32-3700）までご相談ください。

※誤嚥：食物や唾液が気管から肺の方へ侵入する現象

歯を大切に
しようね♪



八咫鳥が2位入賞！

青少年健全よさこいソーランコンテスト「第7回DON舞フェスタ」が7月31日、志摩市の志摩スペイン村で行われ、町内の八咫鳥（やたがらす）が2位に入賞しました。

コンテストには、三重県北・中勢部を中心に19チームが出場しました。出場者全員が未成年の若者とあって、各チームとも元気いっぱいに舞台狭しと踊りました。

八咫鳥は東紀州地区から唯一の出場チームであり、2度目の2位入賞を果たしました。

Town topics
7/31



コンテストで2位に輝いた「八咫鳥」のみなさん



Town topics
10/16

復興への祈りを込め御船祭開催

台風12号の被害を受けた熊野速玉大社の例大祭「御船祭」が10月16日、同神社と熊野川で行われました。

御船祭は例年、御船島を舞台に「早船競漕」で順位を争っています。しかし、台風豪雨の影響で、熊野川に浮かぶ世界遺産の御船島が濁流にのまれ、樹木がすべて押し流されてしまうなどの被害を受け、今年は競漕は行わずに9隻の早船が本来の祭りの趣旨に添い、神幸船の先導役を務め、一列となって島を3周しました。4隻の早船には、「鎮魂安寧 復興成就」「天地正大 甦る日本！」ののぼりを立て、復興を願いました。

鳥止野神社総代会が管理する諸手船も、神幸船を曳航して先導し、「ハリハリ踊り」を舞いながら、御船島を3周し、対岸にある御旅所へ神幸船を導きました。



01. 台風12号の影響により、樹木がすべて流された御船島を回る早船。
02. 熊野大橋から隊列を組み、御船島へと神幸船を先導する早船。03. 大社の神霊を乗せた神幸船を曳航して先導する諸手船。04. 競漕はしていないといえど、迫力ある光景を見せてくれた早船の漕ぎ手たち。



Town topics
9/9

野田首相が紀宝町を視察!!

野田佳彦首相が9月9日、台風12号の被災状況を視察するため、奈良、和歌山、三重の3県を訪れ、そのうち三重県では紀宝町の相野谷川流域を視察しました。

紀宝町役場では、衆参国會議員、県議會議員、町議會議員らが出席するなか、野田首相は、鈴木英敬三重県知事と西田町長から被災状況などの説明を受け、そのあと、意見交換が行われました。鈴木知事と西田町長からは、安全・安心のまちづくりが推進できるよう、治水対策をはじめ、命の道である高速道路や河口大橋といった基盤整備、産業や雇用面の支援などが要望されました。

意見交換後、野田首相は、熊野川の濁流が流れ込んだ鮎田水門、大規模な土砂崩れがあった高岡地区、多くの家屋が浸水した大里地区を視察しました。大里地区の輪中堤の上を歩き、西田町長から被災状況の説明を受けました。



01. 大里地区で、西田町長から被災状況の説明を受ける野田首相。写真左は鈴木三重県知事。02. 役場では、野田首相と意見交換が行われた。03. 大里地区の輪中堤の上を歩き被災地を視察する野田首相。

紀宝町には、野田首相のほか、多くの方が視察に来られました。

平野達男内閣府特命担当大臣（防災担当）、中川正春文部科学大臣、前田武志国土交通大臣、参議院災害対策特別委員会（松下新平委員長ほか15名）、溝畑宏観光庁長官、他各種団体のみなさま



04. 視察に訪れた参議院災害対策特別委員会のみなさま。05. 鮎田地区の水門前で西田町長から被災状況の説明を受ける前田国土交通大臣。06. 相野谷小学校を視察した中川文部科学大臣。（写真中央）説明や意見交換は同小学校の図書室で行われた。07. 大規模な土砂崩れがあった高岡地区を視察し、西田町長から被災状況の説明をうける平野防災担当大臣。（写真中央）

はしゃぎっ子



満3歳の誕生日を迎える子ども（平成21年1・2月生まれ）を募集しています。ご希望の方は、広報係（☎33-0334）までご連絡ください。申込期限は11月30日（水）まで。



栗原 健人くん（鵜殿）
平成20年10月15日生まれ
俊夫さん&真理子さんの長男



奥山 蒼来ちゃん（鵜殿）
平成20年10月7日生まれ
和則さん&未来さんの長女



小淵 莉子ちゃん（鵜殿）
平成20年10月11日生まれ
智裕さん&文さんの長女



植地 天人くん（鵜殿）
平成20年10月31日生まれ
康人さん&珠希さんの長男



内村 柊也くん（鵜殿）
平成20年10月30日生まれ
翔さん&麻美さんの長男

若い衆登場



自然が大好きです！

赤土 佳奈美さん（神内・19歳）

◆お仕事は？

新宮信用金庫御浜支店に勤務しています。みなさんの大切なお金をお預かりさせていただいているので責任がありますが、いろんな人と関わることができてとてもやりがいを感じています。

◆趣味は？

身体を動かすことが好きです。今はやっていませんが、ソフトテニスを小学校から高校を卒業するまでずっとやっていました。

◆旅に行くとしたら

沖縄か北海道へ行ってみたいです。

す。紀宝町とはまた違った自然があふれているから。

◆理想のタイプは？

やさしくて、大切にしてくれる人がいいですね。

◆夢

もっと仕事を覚えて、上司のように、仕事ができる地域に貢献できるような人になりたいです。

◆町の好きなところ

どこに行っても「あいさつ」をしてくれるような人がやさしいところ、自然がいっぱいで落ち着くところが好きです。

ペンリレー



歌の力

永田 勝美さん（鵜殿）

子どものころから歌が好きでした。小学生の時に合唱コンクールで大阪の放送局へ行き、初めてスタジオに入った時、天井がとても高かったような記憶が今でも残っています。中学・高校でも合唱部に入り、先輩たちとの楽しかった練習や合宿はいい思い出です。

私は童謡が好きです。童謡には季節感や情緒を感じさせてくれる曲がたくさんあります。わらべ歌は遊びの中から作られる歌ですが、今はわらべ歌につながらず遊びはなかなかなく、子どもたちには季節感や情緒に触れることが少ないのではないかと懸念しています。

PROFILE

ながた かつみさん

老人クラブ「讃寿会」のコーラスあゆみで指導者をされている永田さん。「常に賑やかに、楽しく、みんなで歌っています♪」と話していました。



10年ほど前から、年に何度か、施設やデイサービスを慰問させていただき、歌を歌わせていただいているのですが、施設などでは教えられることや感動を与えられたりすることがたくさんあります。車椅子で生活されていて身体が不自由な方が、車椅子から身を乗り出してリズムを取ろうとしたり、声も出しにくいのに一生懸命一緒に歌ってくださったり、涙を流して歌を聞いてくださったりと、そんな姿を見た時は、会場がひとつになっていて、どう表現していいかわからないほどの感動や感激でいっぱいになることがあります。おそらく、その方々にとっては懐かしい思い出やいろいろな思いの曲だったのではないかと思います。

いますが、歌の力は人の心をこんなに元気づける力を持っているのかと今更ながら「歌の力」の素晴らしさに驚かされます。長年多くの方たちと音楽に触れてきた私にとって「歌の力」が本当に人それぞれに大きな力があることのすばらしさや楽しさを改めてこの年になって教えられた思いがしています。こうしたとき、音楽の道に進ませてくれた今は亡き両親に感謝しています。

12月は鵜殿の脇川嘉之さんです。永田さんからは、「多趣味のようですが、どれもプロ級の腕前を、これからも大いに楽しんでください。」



お知らせ メール便

mail information

11月号

町の人口 - population -

平成23年9月末現在（前月比）	
人口	12,073（-18）
男	5,685（-15）
女	6,388（-3）
世帯	5,463（-1）

主な電話番号 - telephone -

役 場 総 務 課	(33) 0333
役場企画調整課	(33) 0334
役場総務課（防災対策）	(33) 0335
役場産業建設課	(33) 0336
役 場 住 民 課	(33) 0337
役場環境衛生課	(33) 0338
役 場 福 祉 課	(33) 0339
役 場 出 納 室	(33) 0340
教 育 委 員 会	(33) 0341
議 会 事 務 局	(33) 0342
役場環境衛生課（水道）	(33) 0343
地域包括支援センター	(33) 0175
保 健 センター	(32) 3700
相 野 谷 診 療 所	(34) 0011
鵜 殿 図 書 館	(32) 4646
ま な び の 郷	(32) 0241
神内福祉センター	(32) 2023
鵜殿福祉センター	(32) 0957
宝 寿 園	(21) 0903
亀 楽 苑	(32) 1055
防災行政無線（フリーダイヤル）	0120-334-119



モナ

まどぐち国民年金

1日年金事務所開設のお知らせ

日本年金機構では、国民の皆様に公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくよう、紀宝町で1日年金事務所を開設させていただきます。

1日年金事務所では、年金受給のご相談、国民年金保険料の納付のご相談および免除申請のご相談をお受けいたしますので、お気軽にご利用ください。

日時 11月16日(水)
午前10時～午後2時
場所 紀宝町役場

人権講演会開催

▼詳しくは、尾鷲年金事務所（☎0597-22-2340）までお問い合わせください。

熊野市・紀南地区人権啓発推進協議会では、エスペランサ（夢・希望）トーク&コンサート人権講演会を次のとおり開催します。

入場は無料ですが、入場整理券が必要です。整理券は紀宝町教育委員会と紀宝町生涯学習センター（まなびの郷）において配布しています。数に限りがあり、先着順となっておりますのでご了承ください。

日時 11月18日(金)

水の安全性について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う水道水の放射性物質の水質検査を平成23年8月19日に原水（導水場内蛇口）・浄水（御船浄水場内蛇口）それぞれを採水し、財団法人三重県環境保全事業団に依頼し、その結果が判明しましたのでお知らせします。

紀宝町の水道水からは放射性ヨウ素131、放射性セシウム134および137は検出されませんでしたので、安心してご利用ください。

※放射性ヨウ素・放射性セシウム：原子力発電の燃料に使用するウランなどが核分裂反応を起こして生成される放射性物質。過去の原発事故では放射性ヨウ素131とセシウム137が特に人体に影響を与えるとして問題となりました。体内に入ると細胞内に溶け込み放射線を出し続けます。放射性物質の量が半分になるまでの期間を半減期と呼び、ヨウ素131は約8日。セシウム137の場合は約30年といわれ

消防署からのお知らせ

秋の火災予防運動

11月9日(水)から15日(火)まで、『消したかな』あなたを守る合言葉』をスローガンに、秋の全国火災予防運動が実施されます。私達の大切な生命、財産を失わないためにも火災を発生させないように注意しましょう。

◆放火火災対策

○可燃物を放置しないで整理しましょう。
○不審者の動向を注視し地

域一体となって警戒心を高めましょう。

○空家・車庫・物置に必ず施錠しましょう。

○地域住民の一人ひとり放火火災に注意を呼びかけましょう。

◆住宅防火命を守る7つのポイント3つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。
○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

○寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。

○火災を小さいうちに消火するため、住宅用消火器等を設置する。

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▼詳しくは、熊野市消防本部予防課予防係（☎0597-89-0994）までお問い合わせください。

「なつとく！法務局」市民講座受講者募集

津地方法務局熊野支局では、法務局の業務内容について、広く地域住民のみなさまに理解していただくべく、今年も市民講座を開催します。ご応募お待ちしております。

開催日 11月22日(火)・24日(木)・25日(金)

受講時間 午後1時30分から午後3時まで

講座内容・開催日等

左記の表①のとおり

開催場所

○熊野会場…津地方法務局熊野支局2階会議室（熊野市井戸町673番地7）

○尾鷲会場…津地方法務局尾鷲出張所2階会議室（尾鷲市南陽町6番34号）

定員 各会場10名程度（応募者多数の場合は先着順になります）

受講料 無料

申込方法 はがき、FAX、電話、もしくは法務局の窓口でお申し込みください。※はがきまたはFAXでお申し込みいただく場合は、住所、氏名、電話番号を記

表① 講座内容・開催日等

回	開催日	内容	会場
第1回	11/22(火)	・遺言したい場合はどうするの？	熊野会場
第2回	11/24(木)	・不動産の相続登記はどうするの？	熊野会場
第3回	11/25(金)	・不動産の相続登記はどうするの？	尾鷲会場

紀宝町下水道サービス株式会社



**浄化槽のご相談は
フリーダイヤル
0120-620-690**
紀宝町鵜殿1375番地1
TEL：0735-33-0360（代）
FAX：0735-33-0365
HP：http://pfi-kiho.sakura.ne.jp

広報きほうへ 広告を掲載しませんか？

町では、「広報きほう」のこの位置に有料広告を掲載しています。ぜひ、みなさんの会社やお店の宣伝にご活用ください。

広報きほう	
大きさ	1枠 縦45mm×横86mm
掲載料	1枠につき月額で、
	町内事業者 7,000円 町外事業者 10,000円

詳しくは、
紀宝町役場企画調整課
☎33-0334まで
お問い合わせください。

日曜・無料遺言公証法律相談を開催

新宮公証役場では、「日曜・無料遺言公証法律相談」を実施しています。ぜひご利用ください。

日時 11月20日(日)、午前9時から午後5時まで
場所 新宮公証役場（新宮市緑ヶ丘2-1-31「カマツカビル3階」）
相談員 公証人 中村司氏
相談内容 遺言、相続、離婚、子の養育費、年金分割、慰謝料、財産分与、家族の

笑顔の写真メール大募集!

あなたの撮った写メが 広報きほうの表紙になります!

広報きほうでは、昨年ご好評いただいた「笑顔の写真メール大募集」を今年も行い、新年を飾る平成24年1月号の表紙を、みなさんの「笑顔」の写真でいっぱいに埋め尽くしたいと思います。

みなさんの一番身近にある携帯電話のカメラ機能を使って、笑顔の写真メールを応募してください。ご投稿いただいた写メは、できる限り全員、広報きほう(1月号)に掲載いたします。年齢制限はありません。みなさんの満面の笑みで、新年を祝おうじゃありませんか。募集要項は次のとおりです。どしどし、ご応募お待ちしております。

作品例



今年1月号の表紙

募集要項

- **応募期間**
11月30日(水)まで
- **応募条件**
被写体の方が、紀宝町内に在住の方に限る
- **応募作品(テーマ)**
笑顔
- **作品形式**
・VGA以上(できるだけきれいに)
・ファイルサイズ…特に制限はありませんが、メール添付で送れるサイズ以内
- **応募方法**
撮影した携帯電話の写真をメールに添付して、投稿者の住所氏名、年齢、電話番号、被写体の氏名と町や「広報きほう」についてのひと言を書いて、次の指定するメールアドレス宛にお送りください。
- **入賞賞品**
「ご応募いただいた中から、特に素敵な笑顔の写真に関しては、特選・入選を選考し、投稿者に紀宝町の特産品をプレゼントします。」
特選…3名(特産品5千円分)
入選…10名(特産品1千円分)
- **審査**
役場企画調整課の厳選なる審査のうえ、入賞作品を選考させていただきます。発表は、広報きほう1月号にて。
- **注意**
①被写体の方のご了承を得たうえで、ご応募ください。
②写真は、縦で撮ってください。
③1枚につき、被写体は1人をお願いします。
④作品例のように、アップで撮影してください。
⑤お一人様何点でもご応募いただけますが、掲載については、被写体1人につき1回限りとさせていただきます。
⑥画像加工(特殊効果や文字の挿入)した作品は掲載できませんのでご遠慮ください。
⑦掲載に不適切であると思われる写真に関しては、掲載しない場合がありますのでご了承ください。
⑧投稿者が大多数の場合、表紙ではなく、他のページになる可能性があります。ご了承ください。
⑨携帯電話をお持ちでない方は、作品例のように写真を撮り、そのプリントもしくはデータを役場までご持参ください。
- ▼詳しくは、役場企画調整課広報係(☎33-0334)までお問い合わせください。

笑顔の力

この度の台風12号により、被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。

今年は、紀宝町を含め、日本各地において、心痛める出来事が数多く発生しました。

こんな時だからこそ、一人ひとりが助け合い、手と手を取り合って、復興に向けて協力していかねばならないと思います。

復興に向けて重要なことのひとつに「笑顔」があると思います。ひとりの笑顔は、みんなの心を明るくし、元氣と勇気を与え、知らず知らずのうちにまわりも笑顔にさせてくれるからです。「笑つ門には、福来たる」ということわざがあるように、「笑顔」は復興への1番の特効薬になると僕は考えています。

そこで、上にも記述していますが、広報きほうでは、みなさんの笑顔を大募集しています。新年を飾る1月号の表紙を、みなさんの笑顔でいっぱいにして、町民全員で笑顔になるうではありませんか。

携帯電話の写真メールでも、プリントした写真そのものでも結構です。締め切りは11月30日(水)までです。たくさんのご応募お待ちしております。笑顔で復興を!!

(笑顔の伝道師 竹鼻康)

ひとりと

